

# 青森県報

第千九百五十一号 平成十三年十一月二十六日(月曜日)

## 目次

### 訓令

○青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……(人事課) ……一

### 告示

○青森県情報公開条例第三十二条の規定により知事が定める法人の一部改正……(総務学事課) ……二

○青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……(同) ……二

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……(青少年課) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……(団体経営改善課) ……三

○漁船保険付保義務の発生……(水産振興課) ……三

○都市計画事業の認可……(都市計画課) ……三

○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……(経理課) ……三

○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……(同) ……四

### 公告

○開発行為に関する工事の完了……(建築住宅課) ……四

○建設業者の許可の取消し……(八戸土木事務所) ……四

### 公安委員会

○型式の検定適合遊技機……(生活安全企画課) ……五

### 収用委員会

○公示通知……(監理課) ……五

## 訓令

青森県訓令甲第四十一号

庁中一般  
各出先機関

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

別表の休暇の区分の欄中「相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域」を「災害が発生した場合」に、

「三 前二号に掲げる活動のほか、  
身体上若しくは精神上の障害、  
負傷又は疾病により常態として

身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

四 その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で知事が定めるもの

同表の期間の欄中「五日」を「七日」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百三十七号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

表青森空港ビル株式会社の項の次に次のように加える。

青い森鉄道株式会社 八戸市一番町一丁目三の一

青森県告示第六百三十八号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

表青森空港ビル株式会社の項の次に次のように加える。

青い森鉄道株式会社 八戸市一番町一丁目三の一

青森県告示第六百三十九号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
二六九	書籍	ビデオボーイ 十二月号 〇七六七九―一二	英知出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二六〇		Special aya 十二月号 〇九六七―一二	宙出版	
二六一		エルティーンSpecial エルティーンComic 十二月号増刊 一一九五―一二	近代映画社	
二六二		TOP SPEED 十二月号	サン出版	
二六三		ヴァッカ! Vol.二十九 〇七三七―一二	パウハウス	
二六四		漫画アクション ピザツツ十一号 二一三五―一二／七	双葉社	
二六五		みこすり半劇場 十二月号 〇八四六九―一二	ぶんか社	
二六六		コミック 十二月号 まあるまん 一三七〇―一二		
二六七		まんがSHOW 十二月号 GAKKO 〇八三八九―一二	平和出版	
二六八		ザ・ベストMAGAZINE 十二月号 一四〇〇三―一二	KKベストセラーズ	

青森県告示第六百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字市川町字上大谷地二一の六 木 田 茂 美	市川区域 市川漁業協同 組合の地区	1 専らほつき 貝けた網漁業 を営む漁業
八戸市大字市川町字堂の下三六の三 工 藤 末 松		2 1に掲げる 漁業以外の漁 業
八戸市大字市川町字下大谷地七の六 石 田 長 吉	百石町区域 百石町漁業協 同組合の地区	1 専らほつき 貝けた網漁業 を営む漁業
八戸市大字市川町字市川後一三〇 木 村 定 美		2 1に掲げる 漁業以外の漁 業
上北郡百石町松原一丁目七三の五二七 北 村 孝	上北郡百石町二川目二丁目七三の三五四 大 光 見 義	2 1に掲げる 漁業以外の漁 業
上北郡百石町一川目二丁目七三の三三六 工 藤 幸 雄		
上北郡百石町一川目四丁目一の二八 鳥谷部 善太郎		

青森県告示第六百四十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡大間町大字大間字大間平一七番地二五八 泉 忠 志	大 間
下北郡大間町大字大間字割石七番地四一 泉 徳 由	
下北郡大間町大字大間字下手道五五番地三九 御厩敷 一 馬	

青森県告示第六百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前市広域都市計画公園事業を平成十三年十一月十六日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 施行者の名称  
弘前市
- 二 都市計画事業の種類  
弘前市広域都市計画公園事業（一・二・七〇号高田公園）
- 三 事業施行期間  
平成十三年十一月二十六日から平成十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分  
青森県弘前市大字福田字巻屋地内
- 2 使用の部分  
なし

青森県告示第六百四十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字平新田字池上一の一四

新あおもり農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

青森市大字筒井字八ッ橋四〇二一

2 変更後の売りさばき場所

青森市筒井一丁目五の一〇

青森県告示第六百四十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十三年十一月十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

売りさばき人の住所及び氏名

青森市松原二丁目八の七

田中豊

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
西津軽郡森田村大字森田字月見野三〇〇の二（第一工区）	森田村
南津軽郡浪岡町大字浪岡字淋城一五の一及び一五の三から一五の一〇まで	南津軽郡浪岡町大字増館字富岡一七五の一 佐藤良隆
むつ市仲町一三八の四及び一三八の七から一三八の四六まで	むつ市金谷一丁目一四の二三 株式会社トリーン
上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢二の一八、二の一九及び二の二二	東京都千代田区丸の内一丁目四の二 新むつ小川原株式会社
上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前一の一から一の三まで、一の三から一の八まで、一の八、一の九、一の二〇、一の二一、一の二二、一の二三、一の二四、一の二五、一の二六、一の二七、一の二八、一の二九、一の三〇、一の三一、一の三二、一の三三、一の三四、一の三五、一の三六、一の三七、一の三八、一の三九、一の四〇、一の四一、一の四二、一の四三、一の四四、一の四五、一の四六、一の四七、一〇八の六	東京都千代田区丸の内一丁目四の二 新むつ小川原株式会社
十和田市大字赤沼字下平六二〇の一、六二〇の四から六二〇の八まで及び六二一の二	十和田市大字赤沼字上川原一七 上明戸重男

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十一月二十六日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 有限会社ベストホームサービス

- 二 代表者の氏名 夏坂秀廣
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字山道下三三二の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三) 第一二七三二号
- 五 取消年月日 平成十三年十一月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十三年十月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 公安委員会

#### 青森県公安委員会告示第六十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十一月二十六日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRバトルヒーロー伝説Z	株式会社大一商会
同	CRファイバーマリンSP	株式会社ガイドー
同	CRうる星やつら	奥村遊機株式会社

同	右	ハードボイルド2	同	右
同	右	ジュウオウ	同	右
同	右	レインボーフラッシュ7-30	同	右
同	右	レインボーフラッシュ7	同	右
同	右	ジースパイダー	同	右
同	右	ウルマー30	同	右
同	右	ダブルチャレンジ	同	右
同	右	ネコデコバン	同	右
同	右	ブルドック	同	右
同	右	アイジーティージャパン株式会社	同	右
同	右	株式会社アリストクラートテクノロジーズ	同	右
同	右	株式会社ロデオ	同	右
同	右	山佐株式会社	同	右
同	右	高砂電器産業株式会社	同	右
同	右	サミー株式会社	同	右

### 収用委員会

#### 公示通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により、次の書類を通知するにあたり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確認することができないので、同法施行令第五条第一項の規定により公示通知する。

平成十三年十一月二十六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開催について(通知)
- 二 通知を受けるべき者

別紙のとおり  
 三 通知すべき書類の保管場所  
 青森県収用委員会事務局(青森県県土整備部監理課内)  
 別 紙

土 地 の 所 在	氏 名	住 所
青森県上北郡野辺地町字干草橋61番3	小泉 昇	愛知県岡崎市竜美台1丁目11番7
青森県上北郡野辺地町字干草橋61番3	田邊 冬子	静岡県清水市興津中町6-2-5番地の1
青森県上北郡野辺地町字干草橋82番	澤田正雄	神奈川県川崎市高津区下作延1-7-5番地1 溝の口スカイハイツ310号
青森県上北郡野辺地町字干草橋82番	駒井ますみ	北海道上磯郡上磯町谷好3丁目1番8号

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭